

## 令和6年第2回印西地区消防組合議会定例会

### ○議事日程（第1号）

令和6年10月4日（金曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 令和6年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第 2号 訴えの提起について
- 日程第 7 認定第 1号 令和5年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 報告第 1号 令和5年度継続費精算報告書について
- 日程第 9 一般質問

○出席議員（9名）

2番	石	井	恵	子	
3番	小	田	川	敦	子
4番	川	上	賢	二	
5番	岩	崎	成	子	
6番	藤	江	研	一	
7番	都	築	真	理	子
8番	小	金	谷	恒	久
9番	板	橋		睦	
10番	古	澤	由	紀	子

○欠席議員（1名）

1番	近	藤	瑞	枝
----	---	---	---	---

---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	笠	井	喜	久	雄
副 管 理 者	藤	代	健	吾	
会 計 管 理 者	宇	賀	慎	一	
消 防 長	山	下	浩	一	
消 防 本 部 次 長	丹	羽	雅	幸	
総 務 課 長	佐	藤	秀	行	
予 防 課 長	島	田	伸	一	
警 防 課 長	佐	藤	勝	己	
指 揮 指 令 課 長	武	藤	樹	幸	
牧 防 署 長	今	井	輝	彦	
印 西 署 長	鈴	木	幹	夫	
白 井 消 防 署 長	篠	田	一	彦	

---

代 表 監 査 委 員	河	合	謹	爾
-------------	---	---	---	---

---

○議会事務局出席職員氏名

書 記 長	中	根	秀	一
書 記	渡	来		聡
書 記	大	田	浩	平

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時14分)

○議長（古澤由紀子） 皆さん、こんにちは。思いがけないトラブルがあり、大変ご迷惑をおかけしたことを謝罪いたします。

今日は、今朝ほど大変激しい雨が降りまして、どうかなと思っておりましたけれども、やみまして、今は小雨程度の雨が降っているようでございます。皆様、公私ともご多忙のところ、本日もご参集いただきましてありがとうございます。

初めに、マスク着用での発言に際しましては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますよう、お願いいたします。また、マイクのスイッチにおきまして、併せてご配慮お願いいたします。

ただいまから令和6年第2回印西地区消防組合議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（古澤由紀子） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（古澤由紀子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

9番 板橋 睦 議員

1番 近藤 瑞枝 議員

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（古澤由紀子） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長（古澤由紀子） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（古澤由紀子） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。

次に、監査委員より令和6年3月から令和6年6月までの例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和6年9月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（古澤由紀子） 日程第4、行政報告を行います。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 皆さん、おはようございます。まず、冒頭に今議長からお話がありましたが、通常10時から始まる議会が15分間遅れたこと、深く反省とおわびを申し上げます。

それでは、本日はご多忙の中、令和6年第2回の印西地区消防組合議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、私、白井市長、笠井喜久雄は、板倉前管理者の後を受けまして、去る8月6日、関係市長会議により管理者に推挙されました。消防組合の責任者として、あらゆる災害に市民の命と財産を守るために、消防力の強化、充実に、そして消防職員の皆さんが安全で安心して、そして働きやすい環境づくりを築いてまいりますので、議員の皆様にもどうかご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、このたび印西市長選挙により藤代市長が当選され、副管理者としてご就任をいただきました。心から歓迎を申し上げますとともに、組合の発展のためご尽力くださるようお願いいたします。

なお、管理者の異動に伴いまして、消防組合会計管理者も印西市の吉岡会計管理者から白井市の宇賀会計管理者へと引き継がれましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和6年第1回議会定例会以降、主な行事についてご報告をさせていただきます。

3月1日から7日まで、春の全国火災予防運動として、組合管内において各消防署が巡回警戒や広報活動を行い、火災予防の啓発活動を実施いたしました。

令和6年度に入り、4月1日、新規採用職員5名を含む268名体制で新年度がスタートいたしました。

5月23日、千葉県消防学校において、第49回消防救助技術千葉県大会が開催され、ロープブリッジ救出の部で入賞し、7月18日に救助技術関東地区指導会出場、さらに同救助隊は8月23日、千葉県消防学校において開催された第52回消防救助技術全国大会に出場し、入賞をいたしました。

6月30日、白井市が開催市となり、第44回印旛支部消防操法大会が開かれ、印西市消防団が小型ポンプの部で優勝、ポンプ車の部で準優勝、白井市消防団が小型ポンプの部で敢闘賞を獲得をいたしました。

以上が主な行事等の報告でございます。

本定例会に提案いたします案件は、議案が2件、認定が1件、報告が1件の合計4件でございます。それぞれ提案を申し上げたときには内容の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古澤由紀子） これで行政報告が終わりました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第5、議案第1号 令和6年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 議案第1号についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の設定でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億4,306万9,000円とするものでございます。

また、債務負担行為の設定でございますが、訴訟事務委託料について、事業完了までに複数年度を要することから、債務負担行為を設定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） 議案第1号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、議1-1ページを御覧ください。このたび補正をお願いいたしますのは、この資料の2、補正予算の事由に記載のとおり、12節委託料、2事業の追加及び債務負担行為の設定でございます。

1、令和6年度歳入歳出予算補正額（第1号）は、補正前の額34億3,806万8,000円に500万1,000円を追加し、補正後の額を34億4,306万9,000円とするものでございます。

それでは、令和6年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたします。1款議会費、2款総務費、4款公債費及び5款予備費につきましては、補正はございません。

3款消防費につきましては、補正前の額31億696万2,000円に500万1,000円を増額するものです。

節別の内訳につきましては、6ページをお開きください。12節委託料、個人情報保護法関連例規整備等支援業務委託料については、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、同法第66条の求める安全管理措置を講ずる義務が令和5年4月から課せられ、速やかに新制度に対応し、当組合に即した安全管理措置を構築するため、所要額を補正するもので、459万8,000円を増額するものです。

また、訴訟事務委託料については、平成24年度に実施した消防救急デジタル無線施設整備事業の入札において、株式会社富士通ゼネラルを含む5社により談合が行われ、当消防組合が損害を被っていることから、株式会社富士通ゼネラルに対して損害賠償請求の訴えを提起するため、所要額を補正するもので、40万3,000円を増額するものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6款繰越金については、令和5年度から繰越額として500万1,000円を増額するものです。

続きまして、3ページをお開きください。第2表、債務負担行為の設定についてご説明いたします。訴訟事務委託料につきましては、事業完了までに複数年度を要するため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で令和6年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

小田川議員。

○3番（小田川敦子） それでは、今ご説明のあった議案第1号について質疑させていただきます。

まず、歳出から行きますが、6ページ、歳出のまず支援業務委託料について、その内容をもう少し詳しくご説明ください。

それから、その下の訴訟事務委託料についてですが、これに関してはデジタル談合で、これから訴訟を提起することに関する委託料、費用に関するものだということでした。そうすると、弁護士に委託する着手金等のことになるとのかなと思いましたので、もう少しこも詳しくご説明願いたいと思います。

それから、歳入の部分についてです。この繰越金については、審議資料を見ますと令和5年度からの繰越金ということになります。それは分かるのですが、ただ歳出の金額とびったりで繰越金が入ってくるというのがちょっと違和感があるというか、5年度分の繰越金がこうもびったり入ってくるのはどうしてなのだろうというふうに感じましたので、その点ももう少し詳しくお示ししたいと思います。

そして、その最後にこれは3ページになりますが、債務負担行為になります。債務負担行為に関して限度額の記載が言葉により記載になっています。読み上げると、訴訟契約により決定した額ということになりますが、これに関してどうして具体的な数字で上程されていないのか確認したいと思います。

以上4点かな、質問いたします。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、初めに個人情報の支援業務について細かくということで、お答えをさせていただきます。

まず、この支援業務なのですが、令和3年5月に個人情報保護法に関する法律が改正されまして、当消防組合においても個人情報保護法の改正を行いまして、令和5年4月1日から施行されております。その中で、個人情報保護法第66条で求める安全管理措置を講ずる義務が課せられております。当組合としても令和4年度中に法律の施行に対応できるよう、例規の整備をいたしました。しかし、個人情報保護法第66条の義務であります安全管理措置について構築されていない、その整備が不十分であることが分かりまして、直ちに法律に沿った整備を進めなければならない状況であるため、補正をお願いするものでございます。個人情報保護法第66条の求める安全管理措置の策定につきましては、非常に専門性が高く、関係法令、当組合の条例、規則、要綱のみならず、制度事態の変遷、たび重なるガイドラインの更新等を把握すべき背景情報が膨大であり、安全管理措置対応に際しては情報セキュリティの知識、個人情報の知識、法令、例規を読み解くための知識等、相当な専門性を必要とすることから、委託することが効率的と考えております。

安全管理措置ですが、5つの項目といいますか5つの柱がありまして、まず1つ目が組織的安全管理措置、これは体制の整備を行うということで、そのほかに個人情報の取扱い状況を確認する手段の整備、またはその漏えい等の事案に対応する体制の整備などを行わなければならない。それから、2つ目に人的安

全管理措置、これは人の教育であります。従事者の教育、事務担当者の監督、法令、内部規定違反等に対する厳正な対処ということで、これについても進めていかなければならないと。3つ目に物理的安全管理措置、これはハード面の整備、個人情報を取り扱う区域の管理、それから機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止ということでございます。そして、4つ目に技術的安全管理措置、これはソフト面の整備でございます。アクセスの制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止でございます。5点目に外的環境の把握、これは外国の個人情報の保護に関する制度等の把握でございます。おおむねこの5本の柱を把握した上で、関係法令を整備していくことになります。委託内容としましては、消防組合の個人情報、安全管理措置例規の策定及び現行法規の改正、それから個人情報のファイル簿の作成、そして個人情報保護法事務の運用手引の作成及び職員研修が含まれております。

続きまして、訴訟事務の委託料についてご説明いたします。40万3,000円というところで、これは平成24年度に実施した消防救急デジタル無線施設整備事業の入札において、株式会社富士通ゼネラルを含む5社により談合が行われ、当消防組合が損害を被っていることから、株式会社富士通ゼネラルに対して損害賠償請求の訴えを提起するための所要額の補正となります。内容的には、出廷日当、これが27万5,000円、交通費等が2,892円、印紙代が5万9,000円、それから予納郵券、これは裁判所に最初に収めるものなのですが、それが6,000円、それから登記取得費用が1,000円、郵送費用が2,000円、それから会議日当が5万6,710円ということでございます。

それから、繰越金を令和6年度にということで回答させていただきます。補正予算の財源につきまして、市町村の場合は財政調整基金を補正予算の財源とするところですが、当消防組合は財政調整基金を保有しておりません。補正予算の財源は前年度からの繰越金のみのため、今回の補正予算の財源も繰越金とするものでございます。

それから、債務負担行為の限度額を示さない理由ですが、訴訟契約により決定した額で設定するものでございます。訴訟費用については、限度額の金額表示が困難となるため、限度額については訴訟契約により決定した額とするものでございます。この件に関してもちょっと構成市と相談をさせていただきまして、そういう形で今回は決定をさせていただいておるものでございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） 詳しくご説明いただきました。それでは、2回目の質問させていただきます。

まず、歳出についてです。個人情報保護法に関連した業務委託に関して、これが安全措置を講ずることが、令和4年度にやらなければいけないことが抜けてしまっていたということに気がついて今取りかかるということでした。これに関して専門家に任せようが速やかに業務が進んでいるということで、委託の目的についても分かりました。それで、このところについての質問については、それでは業務委託した場合に、いつ頃が完了する見込みなのか、年度末なのか、もっと早くに終わるのか、その辺専門家に任せたいことによる納期の時期を確認したいと思います。

そして、その安全措置を講ずることが現場においても抜けていたということを確認したいと思います。まず、ソフト面や教育に関しての職員研修に関しては、この業務委託の中に入っているということ

は確認できました。それ以外の例えば体制整備であるとかハード面の整備、これはどのように対応していくのか、確認したいと思います。そして、もう一点、安全管理措置に5本の柱が入っていますという説明がありました。この5番目の中に外国の個人情報の把握というのがありましたが、ちょっとこれが聞き慣れないというか、なじみのない対応ということですので、この点についてもう少しご説明いただきたいと思います。

その次に、歳出の訴訟事務委託料について質問いたします。これは、デジタル談合を訴訟提起するに当たる前段階の費用というふうに理解をいたしました。出廷費用が一番高く、27万5,000円だったかということでしたので、契約前にかかった費用ということですが、ではこれに関する着手金等の支払いは現在どうなっているのかについて確認させていただきたいと思います。

次に、歳入の部分です。当組合においては、基金がないということで繰越金を使うということは分かりました。ただ、私が質問しているのが、ちょっと初歩的な質問なのかもしれないのですが、この500万1,000円を捻出するために繰越金が増えてしまったように見えるので、ちょっとその誤解を解きたいなと思って質問しましたので、もう一度確認させていただきたいと思います。令和5年度の繰越金がこのタイミングで増えてしまったように見えるのはどうしてなのでしょう。

最後に、債務負担行為についてです。金額が示せないときは、文字の記載でも大丈夫だよということは定められていることだというのは確認をして分かっています。ただ、それでも全く示せないのかなというのが私の疑問です。例えば確定している金額に不確定の部分の文字で記載するという方法もあるわけなのです。例えば1,000万だったら1,000万プラス物価変動に応じて増減ありみたいな、そういった書き方もできるわけです。弁護士費用においては着手金と成功報酬という二段構えになっていますので、そういった記載も可能ではなかったかなというふうに私は思いました。全く数字がない中で、これからどれぐらい訴訟費用、委託料がかかるのかという見込みも立たない中で、ちょっと補正とこの議案を受け止めていいのかなどうか、判断しかねますので、ちょっとその辺を検討できる部分ご説明いただければと思います。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、事業完了の納期についてですが、この補正予算、今現在やっていますが、この年度中には完成をする予定でございます。

それから、体制面、ハード面ということですが、この部分につきましても委託業者とその辺もしっかり話をしてからというところになりますので、今現在その部分も含めて検討する部分も含めて委託をするというところがございます。

それから、外国人の情報ということですが、この部分ももう少し私たちの知識も深めなければならないのですが、基本的にはあまりこの部分に関しては消防が持っている情報等はそれほどないと思われまますので、その部分についても今後請け負う業者が決まれば詳しく検討していくという形になります。

訴訟事務の着手金についてですが、これは前回予備費からというところで、既にこれは対応させていただいております。その着手金以外の部分の本年度かかる費用が、補正予算の40万というような数字になるものがございます。

繰越金につきましても、500万1,000円ということで、今回の7,194万2,000円の中から増額の補正の財源

とするということですが、残りの繰越金以外の財源につきましては、6,694万1,000円になるのですけれども、これはまた次回の補正予算で増額の補正するということになります。今回は、繰越金の部分が500万1,000円がその歳入の部分でプラスされますので、2,500万1,000円ということになるものでございます。

それから、債務負担行為の表記の件でございますけれども、やはりいろいろなっていますか、やり方は幾つかあるようで、やはり構成市、例えば印西市、白井市だとやはりやり方が違うという部分もあるようです。その中で今回先ほど議員おっしゃられたとおり、そういうやり方ももちろんあると思いますが、はっきり分からない部分が金額ではあったので、今回は組合としては今出されている案のような形のものでやらせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） では、3回目の最後の質問をいたします。

まず、歳出の個人情報の業務委託料についてですが、この件は分かりました。おおむねの専門的な部分は6年度中に完了ということですが、それ以外は委託会社が決まってから進めていくということで、いつというのが今はご説明いただけなかったのが仕方ないのかなというふうには思いました。ただ、ここに関しては1点要望なのですけれども、これに関してちゃんと対応したことのあかしでもある完了については、終わった段階で教えていただきたいなというふうに思いまして、3回目の質問はありません。

訴訟事務委託料については、分かりました。ありがとうございます。

その次、歳入の繰越金について、やっぱりちょっとよく分からないのですけれども、この後決算もありますので、その中でではこの500万1,000円が決算のどの部分に入っているのか、確認させていただきたいと思います。

最後の債務負担行為についての質問、3回目行います。白井市と印西市でやり方が違うというところがあって、消防においてはこういった文字の記載でお願いしたいというお話でした。ただ、そうであっても全く分からないということに関して判断はできかねますので、もう少し大体これぐらいという数値的なものが説明いただければお示しさせていただきたいと思います。

そして、もう一つ、この限度額に示されている訴訟契約により決定した額、つまりこの訴訟契約というのは弁護士との契約ということになるかと思いますが、弁護士とは金額を示した契約にはなっていないのでしょうか。ちょっとこの部分訴訟契約の部分がどうなっているのか気になったので、最後にこの点確認したいと思います。

以上2点かな、よろしく申し上げます。

○議長（古澤由紀子） 総務課長、時間がかかりますか。

指揮指令課長。

○指揮指令課長（武藤樹幸） 指揮指令課長の武藤です。よろしく申し上げます。

ただいまの小田川議員の大体裁判にかかる費用の見込みというところなのですけれども、裁判自体が当消防組合で先例を見ますと大体1年半から2年と見込んでいます。このたび補正した額も、来年度同様の金額がかかるのかなという見込み、それプラス契約の中で取った訴訟の金額に対しての恐らく300万円から3,000万円だと11%、プラス19万円がかかるという計算になります。

すみません、報酬金というのは成功報酬になりますので、先ほど言った成功報酬300万円から3,000万円以下ですと11%プラス19万8,000円ということで契約させていただいております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号 令和6年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古澤由紀子） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古澤由紀子） 日程第6、議案第2号 訴えの提起についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（笠井喜久雄） 議案第2号についてご説明をいたします。

本案は、原告を印西地区消防組合、被告を株式会社富士通ゼネラルとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第25条に基づき、損害賠償請求事件として訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 消防長。

○消防長（山下浩一） 議案第2号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、議2-1ページを御覧ください。事件の概要につきましては、平成24年4月27日に実施した消防救急デジタル無線施設整備事業の入札において、同年5月15日に、契約金額が6,290万5,500円で株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店と物品売買契約を締結いたしました。被告を含む大手5社は、消防救急デジタル無線機器の低落防止等を図るため、談合行為を繰り返し実施しました。

平成29年2月2日、公正取引委員会から被告ら5社に対し、独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令及び株式会社日立国際電気を除いた4社に対して課徴金納付命令が発令されました。

同年8月1日、被告は本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令に対する取消訴訟を提起しましたが、

同訴訟は令和6年3月21日に最高裁判所で上告棄却及び上告不受理決定がなされ、請求棄却判決が確定いたしました。

本件競争入札において、入札参加した5社は、いずれも本件談合行為に合意した会社またはその代理店であり、本件談合行為において本件競争入札の落札者は被告ないしはその代理店が落札することとされました。そして、被告の代理店である株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店に対する指示ないしは調整により入札価格が決定され、他社は被告の受注に協力するため、当該被告代理店の入札価格を上回る価格で入札しました。

よって、被告による本件談合行為がなく、公正かつ自由な価格競争で行われた場合に形成された落札価格と、実際の落札価格との差額が当消防組合に生じた損害に当たるものとし、裁判を提起するものでございます。

なお、請求の趣旨といたしましては、(1)、独占禁止法第25条に基づき、損害賠償金として1,258万1,100円及びこれに対する平成24年12月28日から支払い済みまで、年5分の割合による遅延損害金の支払いを請求すること。(2)、訴訟費用は、被告の負担とすることとするものでございます。

以上で議案第2号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

小田川議員。

○3番（小田川敦子） では、議案第2号について質疑を行います。

この点、全協でも一度確認はしましたが、改めて議会でも確認をしたいと思いますが、まずこの裁判の被告が株式会社富士通ゼネラルということになっております。しかし、当組合が当時入札をして契約を結んだ会社は株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店という別の会社になります。そこにおいて、メーカーのほうに直接損害賠償請求を起こす理由、根拠について確認したいと思います。まず1点質問いたします。

○議長（古澤由紀子） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（武藤樹幸） それでは、被告を富士通ゼネラル1社にすることについてお答えいたします。

先日の全員協議会でもお話ししましたが、当消防組合代理人弁護士と鍋倉征成弁護士と協議を重ねた結果、被告代理店であり、契約締結業者である大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店を訴訟対象に含めた場合、民法709条に規定する不法行為に基づく損害賠償請求となります。しかし、富士通ゼネラルと大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店がその不法行為を行ったことについての立証責任は、原告となる消防側にあること並びに裁判を進めていく上で争点が増えることにより、裁判の複雑化及び長期化が懸念されております。一方、富士通ゼネラルの排除措置命令が確定したことにより、独占禁止法第25条に基づく請求は故意、過失等の主観的要件を必要としない請求手段となります。以上のことから、被告を株式会社富士通ゼネラル1社とし、独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求として提起することが最善の方法であるという判断に至ったものでございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） 弁護士と相談の上、合理的かつ効率的にメーカーのほうに訴訟を提起するというこ  
で理解をいたしました。

そうした場合に、ここもきちんと確認したいと個人的に思ったのでお聞きをしますが、本年3月21日に  
最高裁で富士通ゼネラルの談合が確定をしたということが、今回この当組合が訴訟に踏み切るタイミング  
にもなったということなのです。ただ、気になるのが確かに富士通ゼネラルを中心とした大崎コンピュー  
タエンジニアリング千葉支店に対して、不法行為が当組合においての不法行為もきちんと立証されている  
のかという部分が気になります。全体的に談合しているということが最高裁で確定はされても、当組合の  
契約においても同様に談合を働いたという理解の下で訴訟に踏み切ったのですよねというところを確認し  
たいと思います。

そして、もう一点確認です。今回の訴訟の金額が、議案書を見ますと1,258万1,100円ということになり  
ます。これがもしデジタル無線の入札に関して国からの交付金等の補助があった場合は、この損害賠償額  
は幾ばくか国のほうにも返金しなければならなくなるのでしょうか。損害賠償額の取扱いというのは、提  
訴が確定した後に、どのように取扱いになるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、私からは賠償金の取扱いについてということでお答えさせていただき  
ます。

裁判により歳入した賠償金の取扱いでございますが、まず当該整備事業6,290万5,500円からその賠償金  
を差し引いた額が是正後の整備事業費としてしかるべき金額となります。その是正後、整備事業費に対し、  
当該事業に充当した国庫補助金、印西市が対象となります特別交付税、それから白井市対象となる地方債  
及び構成市からの一般分担金について、それぞれ精算、返還等を実施する予定となります。なお、本年5  
月に、この旨に関しては構成市に伺いまして説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員、よろしいですか。

○3番（小田川敦子） もう一つ、質問の回答待ちです。

○議長（古澤由紀子） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（武藤樹幸） 富士通ゼネラルと大崎コンピュータの因果関係というか談合行為をしていた  
のかというような解釈でちょっとお答えしたいと思うのですが、公正取引委員会が示す排除措置命  
令で富士通ゼネラルが独占禁止法違反に伴う排除措置命令、課徴金納付命令が確定したというのは、まず  
事実であって、その中で公正取引委員会の調べの中で5社を含めた代理店に対して、その5社が価格調整  
の指示等をしていたということが確定しております。印西地区のほうで大崎コンピュータとの因果関係と  
いうのは調査はしていませんが、公正取引委員会のほうの裁判上で5社プラスその代理店ということで大  
崎が含まれているという認識でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 3回目はないですか。

- 3番（小田川敦子） 質問はありません。
- 議長（古澤由紀子） ほかに質疑のある方。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（古澤由紀子） では、質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（古澤由紀子） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
議案第2号 訴えの提起についてを採決します。  
議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）
- 議長（古澤由紀子） 起立全員です。  
したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（古澤由紀子） 日程第7、認定第1号 令和5年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
管理者。
- 管理者（笠井喜久雄） 認定第1号についてご説明をいたします。  
本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、決算書、主要施策の成果及び消防活動実績報告書並びに決算審査意見書を添えて提出し、認定をお願いするものでございます。  
詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（古澤由紀子） 総務課長。
- 総務課長（佐藤秀行） それでは、令和5年度決算の概要についてご説明いたします。  
初めに、令和5年度決算認定資料によりご説明いたします。1ページの1、決算規模ですが、歳入総額は32億4,672万8,000円、歳出総額は31億7,478万6,000円となり、前年度と比較して歳入で1.2%の減、歳出で0.3%の減となりました。消防の決算の特徴としましては、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が大部分を占めており、過去の決算状況を見ましても、例年義務的経費のほかは消防車両などの施設整備事業の程度によって決算規模が変動しています。  
次に、2ページの2、決算収支ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は7,194万2,000円で、前年度に対し29.1%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は7,194万2,000円で、前年度に対し42.9%の増となりました。  
次に、3、歳入ですが、3ページの表と併せて御覧ください。歳入全体の9割以上を占める（1）、分

担金及び負担金は、西白井消防署の用地及び施設取得費の償還が終了したことにより、前年度に比べ1.8%の減となりました。

(2)、使用料及び手数料は、危険物施設の許認可件数や検査件数が増加したことにより、前年度に比べ17.8%の増となりました。

(3)、国庫支出金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金の対象事業の減により、前年度に比べ56.2%の減となりました。

(4)、県支出金は、該当する事業がありませんでした。

(5)、財産収入は、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、資機材搬送車及び指揮車を売却したことにより、前年度に比べ351.0%の増となりました。

(6)、繰越金は、令和4年度の執行残額などの実質収支額により、前年度に比べ45.4%の増となりました。

(7)、諸収入は、新型コロナウイルス感染症患者等移送経費の減により、前年度に比べ16.1%の減となりました。

(8)、組合債は、消防車両更新整備に関わる借入額の増により、前年度に比べ8.5%の増となりました。

次に、4、歳出ですが、歳入と同様に4ページの表と併せて御覧ください。性質別に申し上げますと、人件費、物件費などの(1)、経常的経費は30億2,091万1,000円で、前年度に比べ2.2%の増となりました。主な要因は、人事院勧告による人件費の増により増額となったものです。

(2)、投資的経費は1億5,387万5,000円で、前年度に比べ32.8%の減となりました。主な要因は、補助対象事業の減や西白井消防署の用地及び施設取得費の償還が終了したことにより減額となったものです。

次に、5、地方債等の状況ですが、地方債の令和5年度末現在高は18億952万2,000円で、前年度末に比べ12.9%の減となりました。債務負担行為の令和5年度末未払残高は、千葉ニュータウン区域内に整備した消防署や耐震性貯水槽などの立替施行分の残高や指令システム全体更新事業負担金により5億2,539万8,000円となり、前年度末に比べ70.8%の増となりました。

次に、6、財産に関する調書は、決算書の補足説明です。土地及び建物につきましては、決算年度中に牧の原消防署に2棟の倉庫を設置しました。物品につきましては、決算年度中に印西消防署に水槽付消防ポンプ自動車を更新整備し、また印旛消防署に高規格救急自動車と指揮車を更新整備しました。

次に、本資料の5ページから10ページまでは、令和5年度から令和3年度までの3年間の決算状況を参考として添付いたしました。

続きまして、お配りしました別資料、令和5年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算書を御覧ください。1、2ページをお願いします。令和5年度の歳入決算額は、予算現額32億4,409万7,720円に対し、調定額及び収入済額32億4,672万7,646円となり、各科目とも調定額どおり収入済みで、不納欠損額及び収入未済額はありませんでした。

次に、3、4ページの歳出決算額については、予算現額32億4,409万7,720円に対し、支出済額31億7,478万6,364円となり、不用額は6,931万1,356円となりました。また、歳入歳出差引残額は、5ページのとおり7,194万1,282円で、この金額が令和6年度へ繰越しとなります。

それでは、7ページ以降の事項別明細書からご説明いたします。

初めに、歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金は、構成市からの分担金で、一般分担金と特別分担金があります。一般分担金は、人件費や消防車両の整備費等の消防行政を運営する上で必要となる経費に関わるもので、構成市の負担割合は普通交付税の算定に用いる消防費に関わる基準財政需要額割100%で算出した額となります。

次に、特別分担金は、千葉ニュータウン事業関連の立替施行に関わる庁舎や用地などの消防施設整備費などで、該当する印西市及び白井市の公益施設整備費負担金から賄われているものであります。この分担金及び負担金の予算現額は、事業費精算などの補正を含め29億8,956万9,000円となり、各市とも調定額どおり納入されました。なお、構成市別の内訳は備考欄に記載のとおりです。

次に、2款使用料及び手数料は、予算現額249万8,000円に対し、収入済額は409万9,088円となりました。この使用料及び手数料の内訳ですが、1項使用料は行政財産目的外使用料として自動販売機や気象観測機の設置などに関わる収入となります。

2項手数料は、危険物施設の許認可申請や検査手数料などに関わる収入となります。

次に、3款国庫支出金は、水槽付消防ポンプ自動車の更新整備に関わる国庫補助金で、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用したことで、予算現額1,452万5,000円に対し、収入済額も同額となりました。

4款県支出金は、該当事業はありませんでした。

次に、9、10ページを御覧ください。5款財産収入は、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、資機材搬送車及び指揮車の売払いをしたことで、予算現額446万8,000円に対し、収入済額446万8,850円となりました。

6款繰越金は、予算現額1億147万9,720円に対し、収入済額1億147万9,807円となりました。

7款諸収入は、生命保険料等徴収代行手数料、自動販売機等電気料、退職手当の支給事務に要する一般負担金の還付、新型コロナウイルス感染症患者等移送経費、自動販売機設置納付金及び特定健康診査補助事業助成金などによるもので、予算現額4,845万8,000円に対し、収入済額は4,948万5,653円となりました。

次に、8款組合債は、予算現額8,310万円に対し、収入済額も同額となりました。この内訳ですが、消防施設整備債に関わる事業として、備考欄に記載のとおり、消防車両2台の整備事業について借入れを実行しました。

以上が歳入の決算でございます。

続きまして、歳出の状況ですが、11、12ページを御覧ください。歳出の1款議会費は、議員報酬及び会議録作成業務委託料などで、予算現額211万6,000円に対し、支出済額131万7,699円で、不用額は79万8,301円となりました。不用額の主な理由は、会議録作成業務委託料の執行残によるものです。

次に、2款総務費ですが、そのうち1項総務管理費は管理者、副管理者の報酬など、予算現額24万4,000円に対し、支出済額14万円で、不用額は10万4,000円となりました。不用額の主な理由は、行政不服審査会委員報酬に関わる支出事案がなかったことによるものです。

次に、2項監査委員費は、監査委員報酬など予算現額7万円に対し、支出済額6万4,841円で、不用額は5,159円となりました。

次に、3款消防費は、このページ以降順次ご説明いたしますが、その前に令和5年度の主な事業概要を

申し上げます。別冊の令和5年度主要施策の成果及び消防活動実績報告書をお願いします。

1ページは、令和4年度から令和5年度の継続事業で、消防本部・牧の原消防署庁舎修繕事業を実施しました。

2ページから3ページは、消防車両整備事業となり、消防車両等整備計画に基づき、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を更新整備いたしました。

4ページは、総合計画及び実施計画に基づき、無人航空機を新規整備いたしました。

歳入歳出決算書に戻りまして、11、12ページを御覧ください。3款消防費の当初予算額は28億5,754万円でしたが、各事業費の補正予算を経て4,285万1,000円の減額補正をし、令和4年度からの繰越額5,112万6,720円を合わせて、予算現額は28億6,581万5,720円となりました。また、予算現額から支出済額28億1,741万5,190円を差し引き、不用額は4,840万530円となりました。

なお、この3款消防費は、支出総額の88.7%を占めております。

それでは、消防費の主な状況を節別に申し上げます。

1節報酬は、職場巡視や健康相談などの産業医の報酬として、予算現額のとおり36万円を支出しました。

次に、2節給料ですが、予算現額10億3,269万4,000円に対し、支出済額10億3,252万5,029円で、不用額は16万8,971円となりました。

次に、3節職員手当等ですが、予算現額8億5,063万9,000円に対し、支出済額8億3,518万1,070円で、不用額は1,545万7,930円となりました。不用額の主な理由は、時間手当や休日勤務手当などの各種手当が見込みを下回ったことによるものです。

13、14ページを御覧ください。次に、4節共済費ですが、予算現額3億8,291万1,000円に対し、支出済額3億7,033万9,153円で、不用額は1,257万1,847円となりました。不用額の主な理由は、千葉県市町村職員共済組合負担金が見込みを下回ったことによるものです。

5節災害補償費については、執行がありませんでした。

次に、7節報償費ですが、予算現額21万5,000円に対し、支出済額21万1,000円で、不用額は4,000円となりました。

次に、8節旅費ですが、予算現額223万1,000円に対し、支出済額194万6,020円で、不用額は28万4,980円となりました。不用額の主な理由は、消防大学校や千葉県消防学校の入校旅費などが見込みを下回ったことによるものです。

次に、9節交際費ですが、予算現額26万円に対し、支出済額5万800円で、不用額は20万9,200円となりました。

次に、10節需用費ですが、予算現額9,732万8,000円に対し、支出済額8,626万1,556円で、不用額は1,106万6,444円となりました。不用額の主な理由は、燃料費、光熱水費及び修繕料が見込みを下回ったことによるものです。

次に、11節役務費ですが、14ページから16ページを御覧ください。予算現額1,246万2,420円に対し、支出済額1,149万8,741円で、不用額は96万3,679円となりました。不用額の主な理由は、電話料金等及び振込手数料などが見込みを下回ったことによるものです。

次に、12節委託料ですが、16ページから18ページを御覧ください。予算現額3,101万7,000円に対し、支

出済額3,035万528円で、不用額は66万6,472円となりました。不用額の主な理由は、感染性廃棄物収集運搬処理委託料や例規集電子化作成業務委託料などが見込みを下回ったことによるものです。

次に、13節使用料及び賃借料ですが、予算現額3,141万2,000円に対し、支出済額2,753万5,157円で、不用額は387万6,843円となりました。不用額の主な理由は、コンピュータシステム使用料などが当初見込みを下回ったことによるものです。

次に、14節工事請負費ですが、予算現額1億7,499万2,000円に対し、支出済額1億7,499万1,520円で、不用額は480円となりました。

次に、16節公有財産購入費ですが、予算現額4,218万2,000円に対し、支出済額4,217万9,530円で、不用額は2,470円となりました。

次に、17節備品購入費ですが、予算現額1億5,154万7,700円に対し、支出済額1億5,089万9,374円で、不用額は64万8,326円となりました。

19ページから20ページを御覧ください。次に、18節負担金補助及び交付金ですが、予算現額5,440万9,000円に対し、支出済額5,194万3,612円で、不用額は246万5,388円となりました。不用額の主な理由は、消防大学校入校負担金及び指令センター共同運用負担金などが見込みを下回ったことによるものです。

なお、備考欄に負担金の内訳が記載されておりますが、職員教育として、消防大学校に3人、千葉県消防学校に26人を派遣し、消防職員としての専門的知識の習得と職員の資質の向上を図りました。

21節補償補填及び賠償金ですが、予算執行はありませんでした。

次に、26節公課費ですが、これは自動車重量税を支出するもので、予算現額115万3,600円に対し、支出済額114万2,100円で、不用額は1万1,500円となりました。

次に、4款公債費ですが、庁舎及び消防車両整備のために借り入れた元金と利子の償還金として、予算現額3億5,585万2,000円に対し、支出済額3億5,584万8,634円で、不用額は3,366円になりました。

21ページから22ページを御覧ください。次に、5款予備費ですが、執行はありませんでした。

以上が令和5年度歳入歳出決算の内容でございます。

次に、23ページを御覧ください。実質収支に関する調書ですが、歳入総額32億4,672万8,000円に対し、歳出総額31億7,478万6,000円、歳入歳出差引額は7,194万2,000円、実質収支額も7,194万2,000円となりました。

次に、財産に関する調書についてご説明いたします。25、26ページを御覧ください。財産に関する調書、1、公有財産ですが、(1)、土地及び建物につきましては、決算年度中に牧の原消防署に2棟の倉庫を設置しましたので、延べ面積が8.15平方メートル増加しております。

次に、27ページを御覧ください。2、物品ですが、印西消防署に水槽付消防ポンプ自動車、印旛消防署に高規格救急自動車と指揮車を更新整備しましたが、更新整備のため台数の増減はありませんので、増減高はゼロと表記してあります。

次に、主要施策の成果及び消防活動実績報告書をもう一度御覧ください。5ページ以降の消防活動実績についてご説明いたします。

決算年度中の活動実績ですが、火災件数については64件で、うち29件が建物火災となります。焼失面積等は、建物火災によって2,648平方メートル、車両火災については、類焼を含め27台となりました。火災

による損害見積額は5億6,366万3,000円となりました。火災による死傷者については、死者1人、負傷者7人の計8人です。構成市別の件数では、印西市が41件、白井市が23件となりました。

次に、6ページを御覧ください。救急出動件数については8,728件となりました。内訳としまして、急病が5,809件で全体の66.6%を占めています。次いで、不慮の事故となる一般負傷が1,246件で14.3%となり、交通事故が546件で6.3%を占めています。搬送人員については7,755人で、傷病程度別搬送人員では、軽症が全体の半数を占めています。構成市別件数では、印西市が5,309件、白井市は3,373件となりました。

次に、7ページを御覧ください。救助出動件数については103件で、交通事故による救助出動が22件、その他記載のとおりとなりました。

次に、8ページを御覧ください。このページは、火災出動における前年度との比較となります。火災の件数を令和4年度と比較すると、この表に記載のとおり全体で27件の増加となりました。

次に、9ページを御覧ください。この表は、救急出動における前年度との比較となります。救急件数は249件増加し、搬送人員についても400人増加しました。構成市別では、印西市は188件増加し、白井市では71件増加しました。

次に、10ページを御覧ください。この表は、救助出動における前年度との比較となります。救助件数は18件減少し、救助人員も7人減少しました。構成市別では、印西市は3件増加し、白井市では21件減少しました。

続きまして、令和5年度決算の補足説明となる印西地区消防組合の財務書類と固定資産台帳についてご説明いたします。

令和5年度統一的な基準による一般会計等財務書類をお願いします。1ページ、貸借対照表を御覧ください。この表は、会計年度末時点における資産や債務に関する情報を表すもので、左側に資産を計上し、右側に負債と純資産を計上しています。

資産の状況ですが、土地、建物、物品などの固定資産が51億8,360万2,846円となり、資産合計の98.6%を占めています。これに流動資産である現金預金を加えた資産合計は、52億5,692万1,518円となります。

続いて、負債ですが、固定負債は地方債、長期未払金、退職手当引当金の34億9,140万1,641円となり、1年以内に支払いが行われる流動負債は、1年内償還予定地方債、未払金、賞与等引当金、預り金の5億9,271万2,136円となります。固定負債と流動負債を合わせた負債合計は、40億8,411万3,777円です。

次に、純資産に関しては、固定資産として保有している純資産と、金銭の形で保有している純資産の合算である純資産合計は11億7,280万7,741円となりました。

次に、2ページ、行政コスト計算書を御覧ください。この表は、一会計期間において資産形成に結びつかない経常的な行政活動に関わる費用と、その行政活動と直接の対価性のある使用料、手数料などの収益を対比させたもので、純行政コストは31億4,651万7,300円となりました。

次に、3ページ、純資産変動計算書を御覧ください。この表は、1ページ目、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目の数値が1年間でどのように変動したのかを表すものとなり、本年度末純資産残高は11億7,280万7,741円となりました。

次に、4ページ、資金収支計算書を御覧ください。この表は、地方公共団体における取引を、業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の3つの活動に分類し、各活動に関する資金の収支状況を明らかにす

るものとなります。

業務活動収支では5億5,263万348円、これには主に人件費、分担金等が該当します。

投資活動収支ではマイナス3億1,496万504円、これには主に公共施設等整備費支出、国、県等の補助金収入が該当します。

財務活動収支ではマイナス2億6,720万8,369円、これには地方債の発行収入及びその償還支出が該当します。これら3つの活動収支により、本年度資金収支額はマイナス2,953万8,525円となりました。

また、財務書類につきましては、それぞれの表に相互関係がございます。まず初めに、4ページ、資金収支計算書に記載しております本年度末現金預金残高は、1ページ、貸借対照表の現金預金と一致いたします。

次に、3ページ、純資金変動計算書に記載の純行政コストは、2ページ、行政コスト計算書に記載の純行政コストと一致いたします。

最後に、同じく3ページ、純資産変動計算書に記載の本年度末純資産残高は、1ページ、貸借対照表に記載の純資産合計と一致いたします。

財務書類と固定資産台帳の概要としては以上となりますが、これらの内容に関する詳細につきましては、5ページからの注記と10ページからの附属明細書に記載がありますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

以上で令和5年度決算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 説明が終わりました。

ここで休憩したいと思います。13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時42分

---

再開 午後1時00分

○議長（古澤由紀子） 休憩前に引き続き会議を始めます。

報告がございます。1番、近藤瑞枝議員から疾病のための欠席の報告がありましたので、ご承知おきください。

---

#### ◎会議録署名議員の変更

○議長（古澤由紀子） また、近藤瑞枝議員が欠席のため、会議録署名議員の変更をいたします。

1番、近藤瑞枝議員から2番の石井恵子議員に変更いたします。

---

○議長（古澤由紀子） これから質疑を行います。

申合せにより、初めに通告議員による質疑を行います。

なお、通告議員による質疑の方法は、通告をした質疑、本案に関わる質疑を1回目の質疑で全てしてください。その後の再質疑は2回までとなります。

6番、藤江研一議員の発言を許します。

藤江研一議員。

○6番（藤江研一） それでは、質疑を行わせていただきます。全部で7項目質問させていただきます。

1点目、決算書12ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、3節職員手当等の不用額1,545万7,930円、令和4年度は1,025万624円でした。この内容と不用になった理由を伺います。

2点目です。決算書14ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、10節需用費の不用額1,106万6,444円、令和4年度は710万5,944円でしたが、この内容と不用になった理由を伺います。

3点目です。決算書14ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、10節需用費のうち（1）、燃料費1,344万2,769円について、令和4年度の1,248万551円より増加した理由、（2）、光熱水費2,452万3,545円について、令和4年度の3,342万9,918円より減少している理由。

4点目です。決算書20ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、18節負担金補助及び交付金の不用額246万5,388円、令和4年度は270万8,944円でした。この内容と不用になった理由を伺います。

それから、5点目です。決算書8ページです。2款使用料及び手数料、2項手数料、1目消防手数料、1節消防手数料の危険物規制事務関係手数料394万2,450円、令和3年度は332万400円でした。この内容と、前年度より増加した理由を伺います。

6項目めです。決算書16ページから18ページにかけてです。3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、12節委託料の（1）、職員健康診断委託料373万3,752円、令和4年度は373万8,592円でした。これについて3年度の377万8,302円より減少している理由を伺います。（2）、消防車両保守点検委託料65万8,900円について、令和4年度の53万7,020円より増加した理由を伺います。

7点目です。決算書18ページ、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費、17節備品購入費のうち無人航空機103万9,500円は、令和4年度決算書にない新しい項目で、具体的な内容につきましては、先ほど主要施策の成果及び消防活動実績報告書4ページに記載されておりますが、令和5年度中の稼働実績について伺います。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、まず私からは決算書12ページ、3節の職員手当等の不用額についてご説明いたします。

まず、主なものとしましては、時間外勤務手当が620万ほど出ております。それから特殊勤務手当が113万の不用額が出ております要因としましては、新型コロナウイルスが5類へ移行いたしました。各種行事等が想定していたほどコロナ禍前の状況に戻らなかったと認識をしております。イベントなどがやはり行われなかったことなどが多かったため、時間外が使われなかった。また、特殊勤務手当は出勤時に500円とか300円とか手当がつくのですが、救急の件数は増えてはいるのですが、当初の見込みは下回ったということでございます。

続きまして、決算書の14ページ、10節需用額の不用額のところでお答えいたします。不用額の主なものは、光熱水費が664万8,000円、燃料費が221万3,000円、修繕料が199万2,000円と不用額が出ております。電気料金の燃料調整額の値上げ幅が見込みを下回ったこと、それから燃料使用料が当初の見込みを下回ったということと、あと庁舎等の修繕料箇所等が想定を下回ったことから不用額となったものでございます。

続きまして、決算書14ページの10節需用費のうち燃料費1,344万2,769円についてというところで、お答

えをさせていただきます。燃料費が令和4年度と比較し増加した要因としましては、燃料単価は上昇はしております。それから、救急出動件数自体は増加をしております。

それから、決算書14ページの10節需用費のうち、これは光熱水費2,452万3,545円についてということでお答えさせていただきます。光熱水費の減少の理由としましては、電力料金の燃料調整額が令和4年度と比較して安価であったということと、上下水道料金についてコロナ禍であったため、令和4年度においてはコロナ関連の救急出動等に関しまして、感染防止対策として出動隊員は帰ってきましたらシャワー等を使ったということで、水道、ガスの使用量が多かったということのため、令和4年度と比較し減少したものと認識をしております。

続きまして、20ページ、18節負担金補助及び交付金の不用額2,465万388円のところでお答えをさせていただきます。不用額の主な要因としましては、指令センター共同負担金の不用額が244万7,328円で、備えていた修繕が少なかったこと及び指令システム保守委託料が減額したことによるものでございます。続きまして、16から18ページにかけてです。12節委託料、職員健康診断委託料373万3,752円についてというところでお答えさせていただきます。職員健康診断委託料の主な減少の理由としましては、健康診断の受診者数の実績によるものでございます。令和5年度は、令和3年度と比べますと4名ほど減っております。また、胃のエックス線レントゲン検査もあるのですが、令和3年度は25名、令和5年度は13名と、12名減っているというところの実績のものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 警防課長の佐藤です。よろしく願いいたします。私からは、質疑6の（2）、質疑7についてお答えさせていただきます。

決算書16ページ、12節委託料のうち消防車両保守点検委託料が増加した理由についてお答えいたします。消防車両保守点検につきましては、株式会社長野社製が毎年実施、株式会社モリタ社製が隔年の実施となることから、モリタ社製車両の点検実施台数が増加したことと、3年に1回実施する救助工作車のクレーン保守点検を実施したことにより増加したものといたします。

続きまして、令和5年度中の無人航空機の稼働実績についてお答えいたします。令和5年11月20日より運用を開始しまして、同年度内は2件の建物火災に対応しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 予防課長の島田です。よろしく願いいたします。私からは、8ページ、危険物規制事務関係手数料についてお答えいたします。

令和5年度の394万2,450円の内容ですが、設置許可申請52件、手数料219万6,000円、変更許可申請28件、手数料62万5,000円、完成検査47件、手数料69万3,250円、仮使用承認16件、手数料8万6,400円、仮貯蔵承認、届出8件、手数料4万3,200円、タンク検査23件、手数料29万8,600円、合計174件で394万2,450円となります。増加した理由ですが、手数料が高い設置許可申請が令和4年度は36件、令和5年度が52件と16件増えたことが主な要因となります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 2回目よろしいですか。

○6番（藤江研一） 結構です。

○議長（古澤由紀子） ほかに本案に関わる質疑はありますか。

（「はい」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） なお、質疑に当たっては、資料名及びページをお示しくくださるようお願いいたします。

小田川議員。

○3番（小田川敦子） では、歳出から質疑させていただきます。

ページ数は11、12ページになります。3款消防費の1節報酬、産業医の報酬36万円について伺います。令和5年度における産業医からの報告や職場環境の評価等についてどうだったか、お伺いいたします。

その次が、次のページめくっていただいた13ページの11節役務費の中にありますちょうど真ん中辺り、救命救急士国家試験受験手数料ということで4万9,070円が計上されていますが、こちらの受験結果、成果はいかがだったか伺いたいと思います。

その次に、今度19、20ページになります。これの11、負担金補助及び交付金の下のほうになります。下から数えて5行目、各種技能講習負担金となります。こちらの講習受講実績について伺います。

そして、その下、メディカルコントロール協議会負担金ということで、この協議会の加入目的、そして5年度の成果について伺いたいと思います。

歳出に関しては以上の4点になります。

続いて、歳入を2件伺いたいと思います。ページ数については7ページ、8ページになります。7ページの2款使用料及び手数料、この1節行政財産目的外使用料ということで、15万6,238円が報告されていますが、こちらの目的外使用料について、内容の説明をお示しいただきたいと思います。

最後に、今度は、その次のページの7、諸収入になります。諸収入の雑入、真ん中辺りにあります新型コロナウイルス感染症患者等移送経費ということで、5年度からは途中からはもう5類に移っていますので、そのことでほかのところでも不用額が出ているという報告もありました。ありましたが、こちらの患者さんを移送したことによる実績について、5年度中いかがだったか確認したいと思います。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、私からはまず産業医の報酬についてという部分でお答えをさせていただきます。

職場環境の評価について、産業医による消防本部、それから各消防署の職場巡視を合計で7回実施をしております。産業医からは現場環境はおおむね良好であるとの報告を受けております。一部職場内の用具または整理整頓などに関しまして、改善を要すると指摘がありましたが、対応可能なものでしたので、改善を図っております。また、ストレスチェックについては280名の職員から調査表の提出がありました。その結果、産業医から心身の不調等で就業制限等の意見をもらった職員はおりませんでした。

続きまして、救急救命士国家試験受験手数料の成果報告というところでお答えさせていただきます。救急救命士国家試験については、1名が受験し、合格をしております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。決算書19ページ、18節、各種技能講習負担金内容、メディカルコントロール協議会負担金内容説明と令和5年度の実績というところでお答えさせていただきます。

各種技能講習負担金の内容につきましては、酸素欠乏・硫化水素危険物作業主任者技術講習、石綿作業主任者技能講習、小型移動クレーン技能講習、玉掛け技能講習、テクニカルロープレスキューテクニシャン講習、高圧・特別高圧電気取扱者安全衛生特別教育講習会、テールゲストリフター特別教育講習、消防救急緊急自動車運転技能講習、この8講習に参加したものとなります。メディカルコントロール協議会負担金の内容と令和5年度の実績というところでお答えさせていただきます。こちらは負担金の内容でよろしいでしょうか。それとも、参加する目的というところでもよろしいでしょうか。

○3番（小田川敦子） 協議会の参加目的で。

○警防課長（佐藤勝己） 印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会の参加目的といたしましては、印旛地域の救急業務の高度化を推進するため、医師の常時指示体制、活動の事後検証体制、救急救命士及び救急隊員の教育体制を構築する目的で、平成15年に協議会を設立しております。これまでの実績というところでは、AED講習会JPTECコース、これは外傷患者に対する病院前救護のコースでございます。それと、救命処置確認訓練、各種事例検討会等の事業を実施し、救急救命士のみならず救急隊員全体の知識、技術の向上に反映されるとともに、資質の向上につながっていると認識しております。

歳入の部で決算書9ページ、1節の新型コロナウイルス感染症患者等移送経費の内容についてお答えさせていただきます。新型コロナウイルス感染症患者等移送経費につきましては、印旛保健所から依頼がありました移送3件分の金額となります。この移送経費につきましては、新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定書に基づく、移送1回当たりの費用は3万5,000円となっております。なお新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定につきましては、感染症法上の位置づけが2類から5類に移行した5月8日をもって解除となっております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、私からは1点、7ページの行政財産目的外使用料15万6,238円の内容というところで説明をさせていただきます。

内訳としましては、自動販売機の設置がこれが11万1,720円、印旛署、本埜消防署を除くところでございます。それから、地震観測装置、これは白井署に設置してありますが、2万1,048円、それから気象観測装置、これは消防本部のほうに設置してありますが、1万7,940円、それから電柱4本、印西西消防署、それから電話の柱、それが1本、牧の原消防署、以上の4事業が該当となっております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） お示しいただきまして、ありがとうございます。

最後に、1点確認したいと思います。消防組合に関する事業の報告ということで、新しく購入したのものに関しては資料をいただいておりますが、例えば救急救命士の受験の手数料を計上した等の個々人の技能や資質の向上とか、もって体制の強化に関しての評価に関して特段の記載がありませんでしたので、5年度

におけるそういった消防組合の向上、強化に対しての評価をお伺いしたいと思います。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員、それは資料からですか。

○3番（小田川敦子） 資料にないのです。

○議長（古澤由紀子） 決算書のどの場所ですか。

○3番（小田川敦子） 資料になくて、資料にはそういったこと、スキルアップみたいな評価がなかったの  
で、こういった受験をしています、講習を受けていますということを通じて……

○議長（古澤由紀子） 決算書の場所は分かります。

○3番（小田川敦子） 決算書の場所、そういうことですか、それは……

○議長（古澤由紀子） 小田川議員。

○3番（小田川敦子） 決算書においては、先ほど読み上げたものをもう一度ご紹介したいと思います。

決算書の13ページにあります救急救命士国家試験受験、それから決算書19ページの各種技能講習負担金、  
その下のメディカルコントロール協議会の負担金、これを通じて受験参加、講座の参加等をしていると思  
いますので、こういうことを通じた職員さんの技能向上について、組織として消防組合の評価をどのよう  
にされているのか伺いたいと思います。

○議長（古澤由紀子） 消防長。

○消防長（山下浩一） では、救急救命士の研修に係る資格を取得して、その評価といいますか、それにつ  
きましてお答えをいたします。

議員恐らくご承知はされていると思いますけれども、救急業務につきましては日進月歩で、どんどん、  
どんどん変わってまいります。新しい救命士が、またここで資格を取得して、半年間研修所に行くわけ  
です。新しい知識も身につけてまいりまして、またそれを当消防組合に帰ってまいりまして、フィードバッ  
クといいますか、また広げていってくれる。それと、現場サイドでやはり実働救急救命士が1名増えます  
ものですから、少しでも隊の即戦力が1つ増えるというところがございます。答えになっているか分か  
りませんが、新しい技術が毎年入ってくる、これを継続して、計画に沿って続けてまいります。どう  
ぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古澤由紀子） 小田川議員、よろしいですか。

○3番（小田川敦子） 大丈夫です。

○議長（古澤由紀子） ほかに質疑のある方。

岩崎議員

○5番（岩崎成子） それでは、令和5年度の一般会計の歳入歳出決算のほうの、ページ数が9ページから  
10ページになります。

歳入のほうで5款財産収入、1項財産売払収入、1目物品のほうの売払収入ということで、当初予算が  
53万9,000円ということで、補正に当たりまして公用車の売払いということで、金額446万8,850円となっ  
ております。説明を受けたところで、水槽付消防ポンプ自動車、そして高規格救急自動車、資機材搬送車  
及び指揮車の売払いによるものということでご説明を受けております。お聞きしたいところは、この金額、  
幾つか何台かございますので、これの個々の金額を知りたいのと、そして車の台数とか分かりましたらと

いうことと、あと売払い先がどちらのほうに売られたかということで、その点についてお聞きします。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） それでは、消防車両等の売払いについてご説明いたします。

水槽付ポンプ自動車につきましては、東京都江戸川区にごございます新興鉄鋼株式会社、こちらのほうに145万5,000円で売払いをしております。資機材搬送車につきましては、埼玉県川越市にごございます株式会社CRS埼玉、こちらに165万8,740円で売払いをしております。続きまして、高規格救急自動車につきましては、こちら東京都江戸川区にごございます新興鉄鋼株式会社、こちらに126万5,600円で売払いをしております。最後になりますが、指揮車につきましては、埼玉県川越市にごございます株式会社CRS埼玉、こちらに8万9,510円で売払いをしております。車両につきましては、こちらの4台となります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

○5番（岩崎成子） 了解しました。

○議長（古澤由紀子） ほかに質疑のある方ありませんか。

板橋議員。

○9番（板橋 睦） すみません、主要施策の成果及び消防活動実績報告書の4ページのドローンですか、これについては藤江議員さんからの質問もあって、先ほど答弁がありましたけれども、もう少し詳しくお聞きしたいとお聞きいたしますけれども、まずこれがこの写真によると2台写っていますけれども、購入したのは2台なのかということがまず1点。それと、あと警防課に配備したということですが、どこのところに置いてあるのか。その次に、3番目としては、これはドローンは全消防署に配備する考えがあるのかどうか。それから、今度もう一つ、次がドローンを買ったのはいいのですけれども、実際にもう消火活動に使ったというような答弁先ほどありましたけれども、どなたが操縦して、どういう資格がある人がこれを扱えるのかということをお聞きしたいと思います。

そういうことで、ではお願いいたします。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） ドローンの配備台数ということでございますが2台を配備しております。

続きまして、保管場所につきましては、警防課で保管をしております。配備予定につきましては、現在配備しております2台と考えております。警防課につきましては、本部庁舎の2階に保管しているというところがございます。操縦者の資格に関しましては、10時間の操縦訓練で操縦者の資格ができるということになりますので、現在は警防課員2名、指揮指令課員5名の7名で実施しておりますが、今後予防課員4名を含めまして11名体制で運用していく計画でおります。

（「今後」と言う人あり）

○警防課長（佐藤勝己） この先の増大ということですが、現在のところは2台で運用というところと考えております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 板橋議員。

○9番（板橋 睦） 分かりました。ありがとうございました。それでは、2台しか取りあえずは配備しな

いということなのか、今後2台だということだけれども、どのようにこれからこの運用を、これからの使い勝手ということもあるのでしょうかけれども、この先のことをどういうふうを考えていくのかということをもまず1点。それから、今運用できる人が4名とか7名とかというようなことがありましたけれども、それでは消防が交代制でやりますから、この操作できる人が毎日ここに待機できているような体制がこの人数でできているのかということをお聞きします。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

今後の配備状況ということでよろしいでしょうか。先ほども申し上げましたとおり、現在の段階ではこの2台で運用を図っていきたいというふうに考えております。

（何事か言う人あり）

○警防課長（佐藤勝己） 運用方法でございますけれども、日勤帯、平日に関しましては消防本部警防課の操縦員2名及び指揮指令課ですか、こちらの指揮隊のほうにおりますので、そちらで対応を図っております。土日に関しましては、指揮隊の職員が運用するという形をとっております。夜間に関しては現在のところ飛行はできないということになっておりますので、日勤帯のみの飛行となります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 板橋議員。

○9番（板橋 睦） ちょっとよく分からないのですが、要するに印西地区消防組合とすれば、ドローンは毎日火災があったとか水難とか、いろいろなことがあるのでしょうか、そのときにドローンを使いたいときには必ず使える人が毎日いるのですねということを確認したいと思います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） ドローンの操縦者に関しましては、毎日毎当務ですか、勤務している状況になりますので、指揮指令課に関しては7名の職員がシフトで勤務しております。土日祝日が対応となります、こちらに関しては。

以上です。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

都築真理子議員。

○7番（都築真理子） すみません、私通告していないのですが、よろしく申し上げます。

歳入歳出決算書の18ページの備品購入費なのですが、下のほうに総務、予防、警防、救急とありますが、それぞれの内訳などをお示し願えませんでしょうか、お願いします。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

総務の部分に関しましては、これはパソコン入札に伴う執行残となるものでございます。

（何事か言う人あり）

○総務課長（佐藤秀行） 失礼しました。備品購入費はパソコン等になります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

救急関係備品につきましては、救急用空気調整器です。空気供給ホース、2点目といたしまして自動体外式除細動器、カードプリンター一式、ビデオ更生挿管用喉頭鏡、救急用酸素調整器、骨盤固定用器具等の購入となります。

2点目、警防関係備品につきましては、空気呼吸器用ボンベ、白井署ポンプ消火器、デジタル聴力計、資機材搬送用の台車、油圧ジャッキ、エンジン刈払機、携帯用ライト、指揮隊用指揮棒、空気呼吸器2式、印西本部水槽車用消火器、指揮指令課タープテント、西白井署訓練用ゴムマット、西白井署訓練用安全マット等の購入でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） よろしいですか。

予防課長。

○予防課長（島田伸一） 予防関係の備品をお知らせしたいと思います。

まず、折り畳み指揮台、これは印旛消防署、西白井消防署に配備しました。どのようなものかといいますと、火災調査を屋外で行いますので、ここで図面を作成したり書類を確認したりする机となります。次、北川式検知器、これ印西消防署に配備しました。どのようなものかといいますと、火災現場で油分反応を簡易的に測定する検知機器となります。次に、プリンター、これは調査書類の作成や写真の印刷ということで印旛消防署、西白井消防署に配備いたしました。あとデジタルカメラです。消防活動上、記録をとどめることは必要不可欠でありますので、改ざん防止、情報漏えい防止に努めることから、この機能があるデジタルカメラ及び広角レンズを白井署に配備しております。あとガスクロマトグラフ用資機材を調査室のほうに配備しております。それと検電器、これは電気火災等のときのために、職員の感電防止のために電気が充電中なのか、それとも切られているのか、そういったものを確認する機械であります。

予防の備品は以上となります。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） ありがとうございます。総務課のパソコン購入なのですが、これは何台購入なのか、牧の原消防署だけのものなのか確認します。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） パソコンの台数でございますが、全署含めまして47台ということになっております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員、これでいいですか。

○7番（都築真理子） 今お聞きして解決しました。

○議長（古澤由紀子） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（古澤由紀子） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第1号 令和5年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

認定第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古澤由紀子) 起立全員です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

---

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長(古澤由紀子) 日程第8、報告第1号 令和5年度継続費精算報告書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

管理者。

○管理者(笠井喜久雄) 報告第1号 令和5年度継続費精算報告書についてご説明をいたします。

本件は、消防本部・牧の原消防署庁舎修繕事業につきまして、令和4年度から2か年の継続事業として行い、令和5年度をもって事業が完了しましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告をするものでございます。

○議長(古澤由紀子) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(古澤由紀子) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で令和5年度継続費精算報告書についてを終わります。

ここで休憩したいと思います。再開は14時。

休憩 午後 1時47分

---

再開 午後 2時00分

○議長(古澤由紀子) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、休憩中に執行部の入替えがありました。ご承知願います。

---

◎一般質問

○議長(古澤由紀子) 日程第9、一般質問を行います。

申合せにより一般質問の制限時間は60分となっておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。順番に発言を許します。

7番、都築真理子議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

なお、都築真理子議員から資料配付の申出があり、会議規則第92条の規定により議長において許可しましたので、報告いたします。

7番、都築真理子議員。

○7番（都築真理子） 皆様、こんにちは。議席番号7番、都築真理子です。通告に基づきまして、一問一答方式にて進めてまいりたいと思います。今日に限って、私こんな声になってしまいまして、お聞き苦しい点もおありかと思いますが、頑張りますので、よろしくをお願いします。

大題目1、今後の組織の在り方についてお聞きしてまいりますが、職員の重要な鍵を握るとして、年齢構成が挙げられます。そして、その年齢構成には4つのパターンがあります。1つ目にピラミッド型、エジプトのピラミッドのような形状のように、若手の構成率が最も高く、年齢が上がるに従って人数が少なくなっていく構成です。2つ目に釣り鐘型、中高層である30代後半から40代後半ぐらいのボリュームが多く、トップに行くにつれて人材が絞られていくパターン、3つ目にヒョウタン型、釣り鐘型とは真逆で中高層が少なく、若手と高齢層が多くなっており、中高層が育たないのは若手が早期に離職しているからで、また上層部搾取し続けているため、若手層がやりがいやメリットが感じられなく離れていってしまうパターンです。結果的に経験が少なく、またスキルの低い若手を使い回すだけで、若手がなかなか育たない形になりがちです。4つ目に挙げられるのが逆ピラミッド型、若年層が少なく、高齢層に行くに従って人数が多くなる年齢構成です。逆ピラミッド型になってしまう理由は幾つかありますが、最も多いのは古くからある組織構造で、若手の人材不足となっているパターンが挙げられます。若手を採用して教育すれば、将来性としてメリットがあることが考えられます。そのようなことから、印西市消防組合においてはどのような構成になっているのか、お聞きしてまいります。

(1)、現状と5年後及び10年後の年齢構成について伺います。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） それでは、お答えいたします。

令和6年度現在の状況につきましては、10代が1人、20代及び30代が69人、40代が51人、50代が64人、60代が14人となっております。現在段階的に定年年齢の引上げを行っており、令和13年度から定年年齢が65歳となります。5年後、10年後の算出をする際の推計条件でございますが、職員数を269人、59歳以下の自己都合は見込まず、61歳を超える年の職員数は退職もしくは再任用短時間勤務を選定する割合を令和4年度の実績から計算、10代の採用職員は各年度1人いるものとし算出したところ、5年後の令和11年の状況につきましては、10代が1人、20代が49人、30代が78人、40代が49人、50代が88人、60代が4人となっております。10年後の令和16年度の状況につきましては、10代が1人、20代が36人、30代が76人、40代が69人、50代が51人、60代が36人となっております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 分かりやすく表にまとめたものをお手元に配付させていただきました。10年後を見ますと、一件ピラミッド型に見えますが、10代、20代と大部分が少ないです。年齢構成の偏りがもたらす

問題は複数ございますが、結局のところ若手不足で年齢構成に問題が生じるケースが最も多いです。若手を採用し、入ってくればよいのですが、少子高齢化から加速し、人口全体に占める高齢者の割合がどんどん増えることは目に見えているので、今後ますます若手の採用は難しくなると予想されます。また、若年層の働く形態の選択肢が増えたことも採用を難しくする一因となっているのではないかとと思いますが、やはり一番は働く環境なのではないかと考えます。以前質問させていただきましたハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント、これらも十分左右しているのではないかと思います。

そこで、次の質問です。(2)、過去3年の年齢別離職状況について伺います。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） お答えいたします。

令和3年度の離職状況につきましては、20代が3人、60代が8人、令和4年度は20代が3人、30代が2人、50代が3人、60代が2人、令和5年度は30代が1人、40代が3人、50代が1人となっております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） ありがとうございます。再質問します。令和6年1月から9月までの離職者数をお伺いします。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） お答えいたします。

令和6年度9月末日までの離職状況は、3人となっております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） ありがとうございます。あと今月1人離職される方がいらっしゃると思いますが、7月から毎月1人ずつ離職者が出ている状況が心配であります。

再質問します。離職された方々の離職理由を伺います。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） お答えいたします。

離職理由につきましては、自己都合による退職となります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 離職する理由として、一般的にはそう書かれると思います。若手が離職して組織的に困りませんか。それについての検証はどう行われているのか、不思議なところがあります。

聞きたいところではありますが、再質問します。印西地区消防組合の第4次実施計画、令和6年組織体制の内容を見ますと、署職員数、計219人、消防職員合計268人と記載がありますが、実際の人数数をお聞きします。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） お答えいたします。

令和6年10月1日現在、消防本部職員数49人、消防署職員数219人、合計268人でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） ありがとうございます。今まで9月までには3名離職されているということなのですが、足りない人数はどのように補っているのか、お聞きします。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） お答えいたします。

前年度に実施した職員採用試験の補欠合格者を繰り上げて採用し、退職者の補充を行っているところでございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 繰上げ採用の方も前職があるわけですから、いつ入られるか分からない、声がかかったからといって全て入られるか分からない、そうしますと人員が足りない時期もあるのではないかと感じました。そもそもせっかく志で入った消防をなぜ離職してしまうのか。印西地区消防組合を辞めて異なる消防組合への転職、全く別の職種へ転職と、それぞれあるとは思いますが、先ほども申し上げましたように、職場環境にも多大な問題があるのではないかと感じております。過度な現場対応、その後の報告書など書類作成、訓練が厳しい等々あると思いますが、働く場がよい環境であるならば、離職までは考えないのではないかと感じます。私ごとになってしまうのですが、学生の頃、陸上部に所属しておりました。とにかくもう走るばかり、毎日走る、ひたすら走る、個人との戦いでもあるのではないかと感じていたのですが、当時はそれで水分補給もできないぐらいな感じの環境でした。だけれども、先輩方に救われた思いが多々あります。あめとむちではないですが、厳しいばかりではなく、共感や励まし合いなどあめの部分もあり、その中からチームワークができ、結束ができ、信頼関係が芽生えて乗り越えられた経験があります。学生の部活と職場では異なりますが、続けられるも辞めるも人間関係が左右することだと思っています。話が少しそれてしまいましたが、勤務体制も以前までは2当1休だったと思うのですが、今はちょっと少し不規則な感じで、多分2・2・3になっていると思うのですが、それは人が足りないのではないかなと感じてしまいます。

そこで、再質問します。(3)、今後の採用計画について伺います。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） お答えいたします。

今後の採用計画につきましては、令和4年度策定の第4次消防職員定員適正化計画を基本とし、職員の採用を行ってまいります。また、受験者確保のため、高校、専門学校、大学等に出向し、学生向けに採用説明会を実施し、人材確保に努めているところでございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 再質問します。学生向けに採用説明会を実施しているようですが、それ以外で採用説明会は行っているのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） お答えいたします。

本年度は、イオンモール千葉ニュータウンにおきまして、自衛隊、警察と合同で公安系公務員合同説明会を実施し、多くの公安職就業希望者の参加をいただきました。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 再質問します。参加者数、男女比率を伺います。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） お答えいたします。

参加者数は、男性が17名、女性5名の合計22名でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） ありがとうございます。この説明会に来られた方々が、興味を持って、強い信念を持って志高く入署していただければいいなと思うばかりです。それには、入署してがっかりさせないように、つらくても、きつくても人がよいから続けられる環境をつくっていかなければならないのではないかと思います。若い方から入らないと、この組織は成り立ちません。そして、若い方たちばかりにしわ寄せが行かぬよう動ける上の方も一緒に活動する、そのような組織にぜひなってほしいと強く思い、次の質問に移ります。

大題目2、印西地区における火災について伺います。（1）、リチウムイオン電池に関わる火災についてですが、近年リチウムイオン電池による火災が増加傾向にあると報道されておりますことから、印西地区においてリチウムイオン電池に関わる火災についてお伺いいたします。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） お答えいたします。

過去3年においてリチウムイオン電池が関係する火災の件数は、令和3年が2件、令和4年はゼロ件、令和5年が2件となります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 再質問します。令和6年1月から9月において何件あったか伺います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） お答えいたします。

リチウムイオン電池に関わる火災は、令和6年9月末までに調査中も含め4件発生しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 再質問します。リチウム電池火災において、ガス発生、発火が起こるケースがありますが、ガス成分は水素や二酸化炭素や電解液の合成成分である有機溶媒系から派生しているエタンやメタンなどの炭化水素系ガス、微量のフッ化水素や一酸化炭素などのような火災になったケースがあるか伺

います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） お答えいたします。

火災件数は、過去3年間に1件あります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 再質問します。その火災時において、消防隊員及び近隣への影響はなかったのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（今井輝彦） それでは、牧の原消防署、今井がお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

当該火災において、消火作業中、関係者からリチウムイオン電池等の収容物情報があり、有毒ガス発生のおそれがあるため、指揮隊長から活動中の消防隊員に対して空気呼吸器を着装しての活動をするよう周知をさせて消火作業をしておりますので、職員への影響はありませんでした。また、付近は山林や畑に囲まれておりましたので、そのほか住居は1棟だけだったこともありまして、住民に早期の避難誘導を行ったことから、近隣への影響はないと確認しております。

以上になります。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 隊員の方も近隣の方も何事もなくよかったですと思いますが、とかくちょっと隊員の方とかは経験不足の方は分からずに入ってしまうというケースもあるのではないかなと思うので、本当に何事もなくよかったですと思いました。

次の項目に移ります。大項目3、データセンター消防査察について伺います。(1)、この件につきましては、データセンター消防査察のことなのですが、議会でこちらの質問はしておりません。以前個人的にデータセンターの勤務の方から査察のときのことについて情報提供がありましたので、お伺いしたことをこちらの議会で確認させていただきます。その後の経過という形でお伺いしてまいります。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） お答えいたします。

データセンターなどセキュリティが高い防火対象物における消防検査では、カメラや携帯電話などのデジタル機器の持ち込み制限、消防職員ではなく個人としての身分の証明、さらには当該防火対象物のセキュリティの説明に時間を要するなど、多様な制限が求められました。このため消防本部・消防署、各業者及び建物関係者間で入館がスムーズに行えるよう、消防側から事前に調整を図るよう職員へ指示し、現在は消防検査において入館時の問題点は解消しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） ありがとうございます。再質問します。以前査察の受付時に、大声で会話をしていたなど、受付の周りの方に迷惑をかけたということで、情報提供がありました。その後そのことについて

周知改善はされているのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） 今までに消防組合側には企業の関係者や警備を担当している会社からの入館手続時に関する苦情はございません。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 消防署に直接言いづらかったのが私が中間に入った次第でありまして、データセンター側も直接査察をお願いするという立場から、クレームなどは入れづらかったのではないかなという思いがあります。

今後いろいろな分野で情報提供があった場合、先方へお話し、消防署へ直接ご連絡するようにお伝えしたいと思います。

再質問します。入館がスムーズになったとのことですが、消防手帳で入館できるようになったのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） お答えいたします。現在稼働しているデータセンターでは、消防手帳で全ての入館ができております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 再質問します。この一連の件について、査察に行く予防課全体または全消防職員への情報提供ができていたのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 予防課長。

○予防課長（島田伸一） お答えいたします。

既に予防課内及び同様の施設がある印西消防署、牧の原消防署とは入館に関して情報共有を行っております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） この情報共有に関しては、私は早い段階から何度も確認をしております。なぜなら、よい組織となっただき、クリーンな組織となっただきたい、働く上で報告、連絡、相談は基本です。異なる課であったとしても、全体に情報共有をしているのか、査察に携わったものだけ情報共有をしているのか、何度もお聞きしました。最初データセンターの件で私がお話をさせていただいたのは7月3日です。情報共有したのは今週の1日ではなかったでしょうか。3か月経過しています。風通しのよい組織になるようよろしくお願いいたします。

次の項目に移ります。大題目4、心肺蘇生講習会を小中学校への取組について伺います。（1）、各市教育委員会との連携について伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

心配蘇生法等の救命講習については、各小中学校からの救命講習依頼に対し、管轄消防署が対応し、実施しているところです。

以上です。

- 議長（古澤由紀子） 都築議員。
- 7番（都築真理子） 再質問します。全学年が行っているのか伺います。
- 議長（古澤由紀子） 警防課長。
- 警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

小学校は高学年を対象に、中学校は2年生を対象に行っております。

以上です。

- 議長（古澤由紀子） 都築議員。
- 7番（都築真理子） 救命講習を行っている学校名を伺います。
- 議長（古澤由紀子） 警防課長。
- 警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

印西市内小学校は、小林北小学校、本埜小学校、牧の原小学校、原小学校、原山小学校、印西市内中学校は滝野中学校、小林中学校、船穂中学校、西の原中学校、本埜中学校、白井市内小学校は南山小学校、白井第一小学校、池の上小学校、七次台小学校、白井市内中学校は白井中学校、桜台中学校となります。

以上です。

- 議長（古澤由紀子） 都築議員。
- 7番（都築真理子） 再質問します。依頼のない小中学校に関して、救命講習の働きかけをしているのか伺います。
- 議長（古澤由紀子） 警防課長。
- 警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

各学校で行う教職員向け救命講習の際、学生向けの救命講習について実施の呼びかけをしております。

以上です。

- 議長（古澤由紀子） 都築議員。
- 7番（都築真理子） 教職員も講習してくださっているとのこと、ありがとうございます。

次の質問に入ります。(2)、印旛医科大学千葉北総病院との連携について伺います。

- 議長（古澤由紀子） 警防課長。
- 警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

現在小中学校等で行われている救命講習においては、当消防組合が保有する訓練資機材で対応が図れている状況です。今後小中学校等の救命講習時、訓練資機材の不足が発生するなどの事態が予測される場合は、当該病院保有の訓練資機材の借用などを含め連携を図るなど検討してまいります。

以上です。

- 議長（古澤由紀子） 都築議員。
- 7番（都築真理子） 再質問します。現在使用している消防署でお持ちの訓練資機材アクトキッズだと思われていますが、何個あるのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

現在使用している訓練資機材アクトキッズは、50体整備しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 今後救命講習の学校が増え、大規模校の場合、講習を受けようとする学年も多いと思いますが、訓練資機材のアクトキッズが足りない場合、印旛医科大学千葉北総病院が所有するあっぱくんの借入れが可能か伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

日本医科大学千葉北総病院に確認しましたところ、貸出し可能との回答を得ております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） ありがとうございます。9月に救急フェアの開催があったと思います。7日土曜日にジョイフル本田、8日日曜日イオン千葉ニュータウン店、両日見させていただきました心肺蘇生方法を女性消防団による説明で進められており、ジョイフル本田では親子で行っている姿が見られ、イオンにおいては私が行ったときには全てお子様が心肺蘇生を学んでおりました。皆さん真剣に教わっており、頼もしいなと思った次第です。この経験が消防士になろう、看護師になろうと夢を抱くかもしれない、とてもよいイベントだと思いました。そしてまた、全ての小中学校への救命講習となっていないようですので、お忙しいと思いますが、依頼があった際にはぜひよろしくお願ひしたいと思います。消防士の制服は、子供たちの憧れでもありますので、ぜひ見せていってあげたいと思います。

次の項目に移ります。大題目5、救助隊の配置状況について伺います。(1)、専任救助隊が白井消防署、兼任救助隊が印旛消防署に配置されていることについて伺います。

○議長（古澤由紀子） 総務課長。

○総務課長（佐藤秀行） お答えいたします。

救助隊の配置につきましては、現在の管内情勢を考慮し、専任救助隊を白井消防署、兼任救助隊を印旛消防署に配置することで救助部隊の現場到着時間を平準化し、初動体制を強化するとともに、印旛消防署の訓練施設の有効活用を図っているところでございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 白井消防署に1台配置は、16号線沿いが近いので理解できますが、もう一台は中心部に配置したほうがよいのではないかな、印旛消防署に訓練施設があるのであれば、そこへ行って訓練すればいいのではないかなと素人考えで思い、質問させていただきました次第です。現状到着時間を考えますと、印西地区と外々に配置し、中に入る方法のほうが望ましいと理解しました。

次の質問に移ります。(2)、印西地区消防組合に特別高度救助隊の配置はしないのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

特別高度救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置を定める省令に基づき、特別区に連合する消防、東京消防庁及び政令指定都市を管轄する消防局に設置が義務づけられております。当消防組合の救助体制については、管内における過去の災害事例や現在の管内情勢を勘案し、必要最小限で効果的な体制の整備を図ることを基本としており、消防力の整備指針において特別救助隊の基準を満たしていることも踏まえ、現状では適正な救助体制と考えます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 特別高度救助隊の配置は50万人以上の政令指定都市とのことですが、これだけデータセンターが参入し、白井市にもデータセンターができるとお聞きしています。また、物流倉庫もあることから、大型トラックの出入り台数も多くなりました。危険性が伴うのではないかという観点からお聞きしました。

再質問します。将来的にⅢ型救助工作車の配備はしないのか、お伺いします。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

今後のⅢ型救助工作車の配備につきましては、人口増加数、大型商業施設や特殊建築物の推移等、管内情勢の変化に注視しつつ検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） Ⅲ型救助工作車を配置しているがために、他市からの要請がある可能性、そのときに印西地区が手薄になる危険性があることも理解しますが、再質問します。現在保持しているⅡ型救助工作車にⅢ型相当の資機材を積みば、Ⅲ型に値する工作車になると思いますが、Ⅲ型相当の資機材はあるのか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

救助工作車Ⅲ型に積載しなければならない高度救助用資機材は保有しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 先日全ての資機材をそろえるには3,000万円かかるとお聞きしましたので、保有していないのかと思いましたが、保有しているとのことですので、機会があれば今度ぜひ見せていただきたいと思えます。

いろいろと耳障りなことを申し上げたと思いますが、おかげさまでというか消防署と関わる企業、また署員の方から様々なご相談を受けるようになりました。お聞きしていて思うことはただ一つ、働きやすい環境です。そして、相談内容からして現場や訓練が嫌なわけではないということです。昭和の時代、ハラがまかり通っていた時代はもう終わりました。先日20日に署員向けハラメントに関するアンケートがなされたと思いますが、結果や問題解決に対し、スピード感を持って行動を皆さん期待していると思

ます。ぜひ働きやすい環境、クリーンな職場を目指していただきたいと思います。そして、最近よく耳にいたします公益通報者保護法がございます。通報した者を保護するために制定されている法律です。通報を行った者が不利益に取り扱われ、扱いを受ける場合もあるため、公益通報者保護法が定められています。最後申し添えさせていただきます、以上私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（古澤由紀子） 以上で都築真理子議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は14時45分です。

休憩 午後 2時34分

---

再開 午後 2時45分

○議長（古澤由紀子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎発言の取消し

○議長（古澤由紀子） 都築議員。

○7番（都築真理子） 先ほど一部不適切な発言がありましたので、取り消します。

○議長（古澤由紀子） 先ほど休憩中に、都築議員から先ほどの一般質問中、不適切な発言があったので取消しをしたいという申出がありました。これを認めたいと思いますが、ご異議のある方いらっしゃいますか。

（「異議なし」の声多数）

○議長（古澤由紀子） では、そのようにしたいと思います。

細かな作業は本人と議長と、そして事務局のほうで詰めますので、ご了承ください。

---

○議長（古澤由紀子） では、次に6番の藤江研一議員の一般質問の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

藤江研一議員。

○6番（藤江研一） 皆様、こんにちは。6番、藤江研一です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、医療従事者、そして救急業務を行う皆様方などの懸命な努力に支えられて今日があります。地域住民の命と健康を守る活動を日々重ねてこられた皆様方のご尽力に改めて心から感謝申し上げます。また、敬意を表します。

さて、総務省消防庁によると、令和5年の救急車の出動件数は全国でおよそ760万件、コロナ禍での外出自粛などの影響で一時減った時期があったものの、その後急増、過去最多を2年連続で更新しているとNHKで報じられています。さらに、この影響で119番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでの平均時間は2002年の6.3分から2022年には10.3分に増加しているとのこと。そこで、1、救急車の救急搬送についての（1）、印西地区消防組合における令和4年から令和6年9月までの各年の救急車の出動件数について伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

令和4年1月1日から令和6年9月30日までの救急出動件数は2万3,417件あり、うち救急搬送人員数は2万646人でした。また、年別救急出動件数は令和4年が8,328件、令和5年が8,585件、令和6年9月30日までの救急出動件数は6,504件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 年次別救急出動件数は、令和3年が6,684件でしたので、当消防組合でも同様の傾向が伺えます。

次に、令和5年10月の定例会でも同様の質問をさせていただきましたが、当消防組合の令和6年5月以降の搬送状況を正確に把握するため、(2)、①、印西地区消防組合における令和6年6月から9月までの月別救急搬送件数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

令和6年6月1日から9月30日までの救急搬送件数は、2,706件でした。また、月別搬送件数は、令和6年6月が618件、7月が782件、8月が684件、9月が622件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、(2)、②、受入先医療機関が見つからず、搬送に長時間かかった月別の件数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

当消防組合管内において、現場到着から病院到着まで1時間以上を要し、かつ病院問合せ回数が5回以上の救急事案につきましては、令和6年6月が32件、7月が35件、8月が39件、9月が34件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、(2)、③、最大搬送時間事例と病院問合せ回数最大の事例を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

現場到着から病院到着までの最大搬送時間事例は、9月19日に発生しました急病の事案となり、搬送時間は4時間14分でした。また病院問合せ回数最大の事例は同事案で、病院問合せ回数は17回でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 搬送時間が4時間14分、病院の問合せ回数が17回とのことですが。

再質問です。同案件の内容を詳しく説明願います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

当該傷病者は、精神疾患の既往があり、不眠及び食欲不振による救急要請で、入院治療ができる医療機

関が見つからず、17回目に問合せした八千代市内の医療機関が受入れ可能となったものです。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、(2)、④、3時間を超える搬送時間となった月別の事例について伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

3時間を超える搬送時間となった月別の事例ですが、令和6年6月がゼロ件、7月がゼロ件、8月が1件、9月がゼロ件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 再質問です。8月に発生した1案件の内容を詳しく説明願います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

当該傷病者は、発熱での救急要請で、医療機関搬送後のPCR検査で陽性となったことから、新型コロナウイルス感染症治療可能な医療機関へ転送となったものです。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、(3)、救急車の出動適正化です。本件は、選定療養費制度を活用した救急車の適正利用で、茨城県では令和6年12月からこの選定療養費制度を緊急搬送にも適用する方針を発表しました。具体的には、大病院に救急車で搬送された場合でも、緊急性が認められない場合には病院が患者から7,700円を徴収するというものです。この新制度導入の背景には、救急医療の現場が直面する幾つかの深刻な課題があります。茨城県内では、救急搬送の約60%が大病院に集中しており、そのうちの約半数が軽症者です。これにより重症者への対応が困難になることが懸念されています。また、本年4月から医師の時外労働の規制が始まり、救急医療のさらなる逼迫が予想されます。なお、茨城県では救急車の1回の出動に関わる費用は約4万5,000円とされており、安易な救急車の利用は行政の負担増に直結します。選定療養費を徴収することで、救急車の適正利用が促進され、具体的には軽傷の患者の方が救急車をタクシー代わりに利用することを抑制し、本当に必要な患者が適切なタイミングで医療を受けられるようにすることが目的です。三重県松阪市でも、救急車が患者の元に早く駆けつけられない事態が発生しており、同じ仕組みを導入したと報じられています。当消防組合でも、このような事例を調査、情報収集していく考えはないか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

現在千葉県等から救急搬送時の選定療養費徴収に関する情報がないことから、今後の動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、(4)、電話相談窓口#7119の活用です。実際に自分や家族の体調が悪くなり、救急車を呼ぶべきか迷った場合に、相談できるサービスが#7119です。この番号にかけると、看護師などが症状を聞き取って、すぐに救急車を呼ぶべき、明日以降の受診でよいなど、医療につながる適切なタイミングを教えてください。千葉県でも救急安心電話相談として実施されており、平日、土曜日は午後6時から翌朝8時まで、日曜、祝日は午前9時から翌朝8時まで相談できます。印西市ではホームページにも掲載されています。当消防組合でも、このような情報提供ができないか伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

当消防組合ホームページ及びポスターの掲示にて広報を実施し、救命講習や救急フェア等のイベント時において周知を図っております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、大きな2、令和6年6月から9月までの熱中症搬送についてに移ります。日本で猛暑が続く理由について、東京大学、江守正多教授は、地球温暖化の影響で気温が上がる中、猛暑の気圧パターンの発生が記録的な高温をもたらしている。豪雨や台風災害も含め、地球温暖化が進行するにつれ、こうした傾向はさらに厳しくなると述べています。

そこで、まず(1)、令和6年6月から9月までの月別熱中症搬送件数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

令和6年6月1日から9月30日までの月別熱中症搬送件数ですが、6月が4件、7月が76件、8月が31件、9月が23件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 令和5年は、6月が12件、7月が26件、8月も26件、9月が14件でしたので、6月は8件減少、7月は50件増加、8月は5件増加、9月は9件増加です。

次に、(2)、小中学生、高校生、専門学校生、大学生の月別熱中症搬送件数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

小中学生、高校生、専門学校生、大学生の月別熱中症搬送件数ですが、6月が小中学生ゼロ件、高校生1件、専門学校生ゼロ件、大学生ゼロ件、7月が小中学生2件、高校生2件、専門学校生ゼロ件、大学生ゼロ件、8月が小中学生1件、高校生ゼロ件、専門学校生ゼロ件、大学生ゼロ件、9月が小中学生1件、高校生2件、専門学校生ゼロ件、大学生ゼロ件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 再質問です。差し支えない範囲で、それぞれの所在市名、管轄消防署名を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

6月、白井市、白井消防署1名、7月、印西市、牧の原消防署1名、本埜消防署1名、白井市、白井消防署1名、西白井消防署1名、8月、白井市、西白井消防署1名、9月、印西市、牧の原消防署3名となります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、(3)、幼稚園児、保育園児の月別熱中症搬送件数はいかがでしょうか。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

幼稚園児、保育園児の熱中症による救急搬送はございませんでした。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 次に、(4)、高齢者の月別熱中症搬送件数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

高齢者の月別熱中症搬送件数ですが、6月が1件、7月が49件、8月が18件、9月が13件でございます。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 再質問です。差し支えない範囲で、所在市名、所轄消防署名、人数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

6月、印西市、牧の原消防署1名、7月、印西市、牧の原消防署3名、印旛消防署3名、本埜消防署4名、印西西消防署9名、印西消防署9名、白井市、白井消防署13名、西白井消防署5名、印西西消防署2名、佐倉市1名、8月、印西市、牧の原消防署3名、印旛消防署2名、本埜消防署1名、印西市西消防署2名、印西消防署2名、白井市、白井消防署3名、西白井消防署4名、栄町1名、9月、印西市、牧の原消防署2名、印旛消防署3名、本埜消防署2名、印西西消防署2名、白井市、白井消防署1名、印西西消防署2名、佐倉市1名となります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 高齢者については、両市にまたがってかなりの方が救急搬送されたということがよく分かりました。

次に、(5)、イベント等での月別熱中症搬送件数を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

イベント等での熱中症による月別救急搬送は、6月がゼロ件、7月が1件、8月がゼロ件、9月がゼロ件でございます。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 再質問です。差し支えない範囲で、所在市名、管轄消防署名を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） 7月に印西市、本埜消防署管内で1件となります。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） では、次に（6）、市民への熱中症予防、注意喚起の状況はいかがでしょう。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

市役所や学校等の官公庁、不特定多数が出入りいたします商業施設等に熱中症予防ポスターを配布し、普及啓発をお願いしております。また、救命講習や救急フェア等のイベント時において広報を実施しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 最後に、（7）、今年度工夫された点を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

傷病者に対して処置等の変更はございませんが、救急隊員に対する熱中症対策として、状況に応じて救急服の上着を脱衣した感染防止衣の着用や適正水分補給に配慮するなど、救急隊員の体調管理に万全を図りました。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 最後に、大きな3、救急隊のコンビニ利用についてです。大阪府堺市消防局は、本年7月から救急隊員が次の出動を見据えてコンビニでの飲食物の購入やトイレの利用を認めることにしました。連続出動で緊急隊員が消防署に長時間戻れず、食事や水分補給ができないケースを防ぐことが目的です。当消防組合における検討状況を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

当消防組合の令和5年度救急出動件数が過去最多を更新し、救急隊員の休憩や水分補給等の時間が確保できない状況が発生しております。このことから、救急隊員のコンビニエンスストア等の利用についてを職員に通知し、救急隊員の労務管理に努めているところでございます。なお、当消防組合ホームページに、本内容を掲載し、住民への広報を実施しております。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 再質問です。実施に伴い、隊員がコンビニ利用中であることを周囲に示し、救急事案が発生しているとの誤解を招かない工夫が必要と考えられますが、当消防組合における対応を伺います。

○議長（古澤由紀子） 警防課長。

○警防課長（佐藤勝己） お答えいたします。

水分補給等を実施中の掲示物を作成し、救急車のフロント部に掲示いたします。また、飲料等の購入時には、感染防止衣やヘルメットを着装しないことにより、救急活動中ではないことを周囲に示し、対応をいたします。

以上です。

○議長（古澤由紀子） 藤江議員。

○6番（藤江研一） 以上で私の質問を終了いたします。

○議長（古澤由紀子） 以上で藤江研一議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

◎閉会の宣告

○議長（古澤由紀子） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第2回印西地区消防組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午後 3時06分）